

## 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号)(抜粋)

「ILO 100号条約・同一報酬条約」

採 択 一九五一年六月二十九日(第三四回労働総会)  
効力発生 一九五三年五月二三日  
日本国 一九六八年八月二十四日(六七年八月二十四日批准、同日批准書寄託、九月七日公布・条約二五号)  
当事国 一七一

3 任を負う機関又は、報酬率が労働協約によって決定される場合には、その当事者が決定することができる。  
行なうべき労働における前記の客観的な評価から生ずる差異に性別と関係なく対応する報酬率の差異は、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬の原則に反するものと認めなくてはならない。

国際労働機関の総会は、(中略)  
次の条約(中略)を採択する。

### 第一条(用語) この条約の適用上、

(a) 「報酬」とは、通常の、基本の又は最低の賃金又は給料及び使用者が労働者に対してその雇用を理由として現金又は現物により直接又は間接に支払うすべての追加的給与をいう。

(b) 「同一価値の労働」とは、性別による差別なしに定められる報酬率をいう。

第二条(同一価値労働同一報酬原則) 1 各加盟国は、報酬率を決定するため行なわれている方法に適した手段によつて、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬の原則のすべての労働者への適用を促進し、及び前記の方法と両立する限り確保しなければならない。

2 この原則は、次のいずれによつても適用することができる。

- (a) 国内法令  
(b) 法令によつて設けられ又は認められた賃金決定制度  
(c) 使用者と労働者との間の労働協約  
(d) これらの各種の組合せ

第三条(職務の評価) 1 行なうべき労働を基礎とする職務の客観的な評価を促進する措置がこの条約の規定の実施に役立つ場合には、その措置を執るものとする。

2 この評価のために採用する方法は、報酬率の決定について責

